

当医院の施設基準一覧

▼東北厚生局に登録済みの施設基準▼

1. 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)

外来診察における院内感染防止につき、十分な体制を涵養・十分な機器を有している・研修を受けた歯科医師が1名以上配置されている・職員を退所とした標準予防対策等の院内研修を実施しています

2. 歯科外来診療医療安全対策加算(外安全)

AED等の医療危機を供えたり、あらかじめ医科医療期間と密接に連携するなど、患者さんが安心・安全に歯科医療を受けられるような体制を整えた診療所です

3. 歯科外来診療感染対策加算Ⅰ(外感染Ⅰ)

歯科外来診療において院内感染防止対策に十分な体制が整備されている施設である診療所です

4. 歯科治療時医療管理料(医管)

全身疾患をもつ歯科の患者に対して、医科の主治医との連携によりさまざまな情報を得たうえで歯科治療を行っています

5. 在宅療養支援歯科診療所Ⅱ(歯援診2)

当該在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関と併せて、在宅医療を担当する常勤医師が3名以上配置されている診療所です

6. 在宅患者歯科治療総合医療管理料(在歯管)

歯科訪問診療料を算定した患者であって通院困難な患者の歯科疾患の継続的な管理を評価するもの

7. 補綴物維持管理料(補管)

保険治療で補綴処置を行う業には、2年間は補綴治療を行った歯科医院で、その補綴物を維持するための管理を行うというルール

8. 口腔粘膜処置(口腔粘膜)

再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変に対してレーザー照射を行った場合に、1口腔につき月1回に限り30点を算定する、歯科診療報酬上の算定項目です

9. 歯周組織再生誘導手術(GTR)

Guided Tissue Regenerationの略で、歯周病などにより破壊されてしまった、歯肉・歯根膜・歯槽骨などの歯周組織の再生を行う治療法です

10. レーザー機器加算(手光機)

レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上が配置され、口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行う事が可能なレーザー処置を備えている診療所です

11. CAD/CAM冠(歯CAD)

歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上が配置され、保険医療機関内に歯科技工士が配置されている歯科医院です

12. 歯科技工加算(歯技工)

当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されており、尚、歯科技工室を有し、歯科技工士が常勤し、患者様の求めにより、迅速に義歯修理や床裏装が可能な体制を有しています

13. 歯科技工士連携加算1,2(歯技連1,2)

当オフィス内に歯科技工士が在籍しており、歯冠補綴物や義歯を作成する際に歯科医師と協力して口腔内の確認等を行う体制を備えており、さらに外部の技工所とも技工士どうしても連携を図る体制を整えています

14. 医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算(在宅DX2)

当オフィス内に居宅同意取得型のオンライン資格確認当システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を湯している診療所です

